

第 8 章 委 員 会

○松山衛生事務組合公平委員会設置条例

制 定 昭和 45 年 12 月 25 日条例第 1 号

第 1 条 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の完全な実施を確保しその目的を達成するため同法第 7 条第 3 項の規定に基づき、松山衛生事務組合公平委員会を設置する。

第 2 条 公平委員会の委員は、非常勤とする。

第 3 条 公平委員会に職員をおき、委員会がこれを任免する。

第 4 条 職員は、委員長の命を受け、委員会に関する事務を処理する。

第 5 条 この条例に規定するもののほか、職員の服務、給与、事務の処理等については、松山衛生事務組合の諸規定を準用する。

付 則

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。